

# 第2章 区民と地域の防災力向上

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

## 現在の到達状況

- 家庭で行っている防災対策は、飲食糧品の確保(62.5%)、家具の転倒・落下・移動防止対策(42.9)(令和4年墨田区住民意識調査)
- 地域防災リーダーの育成(311人)、地域防災活動拠点会議の設置(38か所)(令和4年10月現在) / 中学生自主防災組織の結成校(7校)(令和4年10月現在)
- 区内の消防団員数513人(充足率78.9%)(令和4年10月現在)、区民防災訓練や総合防災訓練などを通じて、災害時における地域連携を図る取り組みを実施
- ボランティア活動の支援を目的とした訓練を実施
- 防災士の育成(97人)

## 課題

- 区民一人一人が、自助の備えの重要性の認識や防災への関心を十分に持つことが必要
- 地域が取り組む防災教育や訓練へ参加する共助の取り組みと意識の向上が重要
- 消防団員の増強、災害活動能力等の向上が必要
- 事業所における防災対策及び地域との連携等の取り組みが重要
- 災害ボランティアの育成と災害時における円滑な活動のための体制づくりが必要
- 平常時から区・地域・事業者の連携を強化する必要がある。

## 具体的

### 地震前の行動(予防対策)

#### 地域防災力の向上

- 区民による自助の備えの促進
- 区民の防災意識の普及啓発、防災訓練の充実・教育の推進
- 外国人への防災知識の普及啓発

#### 地域による共助の推進

- 住民防災組織、区民消火隊、地域防災活動拠点会議、中学生自主防災組織の育成・体制の強化

#### 消防団の活動体制の充実

- 消防団の活動支援・体制の強化

#### 事業所による自助・共助の強化

- 事業所防災計画の作成推進
- 自衛消防隊の活動能力の充実・強化
- 事業所相互間、災害協力隊、地域等との協力体制の推進

#### ボランティア等との連携・協働

- ボランティアの受入体制の整備・育成

#### 区民・行政・事業所等の連携

- 区民・行政・事業所の相互支援体制の強化
- 地域における防災連携体制の確立
- 防災士資格の取得者による協議会の運営

### 地震直後の行動(応急対策)

#### 自助による応急対策の実施

- 区民自身による出火防止及
- 正確かつ迅速な情報収集等
- 外国人への情報提供による

#### 地域による応急対策の実施

- 住民防災組織、区民消火隊、

#### 消防団による応急対策の実施

- 被災状況などの情報収集活
- 初期消火、救出・救護、避

#### 事業所による応急対策の実施

- 事業所による自衛消防活動
- 従業員等の安全確保と情報
- 地域と連携した消火、救出

#### ボランティアとの連携

- 災害ボランティアセンター
- 災害ボランティアセンター

## 対策の方向性

- 防災訓練や防災教育を通じた区民一人一人の自助による防災力向上
- 住民防災組織の体制強化及び防災訓練等を通じた地域による共助の推進
- 消防団への加入促進や地域住民と連携した訓練等による消防団活動体制の充実
- 行政や地域との連携及び事業所防災計画の作成による事業所の防災力向上
- 都や墨田区社会福祉協議会等との連携強化を図り、ボランティア活動の支援体制を推進
- 区・区民・事業者が日頃から緊密な連携を図るための体制を確立する。

## 到達目標

- 自助の備えを講じている区民の割合のさらなる向上
- 町会・自治会の住民防災組織の結成率 100% など、地域の防災力の向上
- 消防団活動体制の強化により、災害活動能力を向上
- 区民防災訓練や総合防災訓練の充実と参加者数の向上
- 事業所防災計画の作成や災害時協力協定締結等の推進
- 円滑なボランティア活動のための育成・支援体制の構築
- 防災士による「墨田区防災士ネットワーク協議会」の自立した運営

## な 取 組

発災後 72 時間以内

び初期消火活動  
の実施  
支援

地震後の行動(復旧対策)

発災後 72 時間以降

地域防災活動拠点会議、中学生自主防災組織による初期消火、救出・救護、避難所運営等の実施

動の実施  
難誘導等の実施

の実施  
収集  
・救助活動

の設置・運営  
によるボランティア活動支援

## 第2章 区民と地域の防災力向上

### 対策の方向性

#### 1 自助による区民の防災力向上

区民一人一人が「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、防災対策に取り組むよう、防災意識の啓発を推進するとともに、「自らの生命は自らが守る」ことを防災の基本として、区民一人一人の初期消火や救出・救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。

また、総合的な防災教育の推進により、児童・生徒や外国人等への情報提供や防災知識の普及等を推進していく。

#### 2 地域による共助の推進

区の共助の中核を担う住民防災組織の体制強化を図り、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識の啓発や区内全域における活動展開を促進することにより、地域の共助を推進していく。

#### 3 消防団の活動体制の充実

初期消火や救出・救助などの活動を発災時に的確かつ迅速に実施できるよう、消防団員の加入促進や地域住民、消防署隊等と連携した訓練及び資器材等の整備を推進し、消防団活動体制の充実を図っていく。

#### 4 事業所による自助・共助の強化

行政や地域との協定締結や、事業所防災計画の作成促進等により、発災時において事業所が自らの役割を果たすことができるよう、事業所の防災力向上を促進していく。

#### 5 ボランティア活動の支援体制づくりの推進

発災時に被災地のニーズに即したボランティア活動が展開されるよう、都及び墨田区社会福祉協議会、地域活動団体等との連携を強化し、ボランティア活動の支援体制づくりを推進していく。

#### 6 区・区民・事業者の連携強化

防災士資格取得者による「墨田区防災士ネットワーク協議会」と、区・区民・事業者の連携を強化する。

## 予防対策

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク及  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

### 第1節 地域防災力の向上

#### 第1項 区民等の役割

区民等は、「自らの生命は自らが守る」という観点に立ち、次の措置をとることが必要である。

- 1 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- 2 日頃からの出火の防止
- 3 消火器、住宅用火災警報器など防災用品の準備
- 4 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止対策
- 5 ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- 6 発災から3日間を自力で過ごせるよう、飲料水（1日一人30目安）、食糧、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備
- 7 地震が発生した場合の家族の役割分担、避難方法、安否確認や連絡方法の取り決め
- 8 都や区が行う防災訓練や防災事業への積極的参加
- 9 町会・自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- 10 要配慮者がいる家庭における、住民防災組織、警察署、消防署等への事前の情報提供
- 11 災害発生時に備えて、一時集合場所、避難場所、指定避難所、避難経路等の確認・点検
- 12 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

#### 第2項 防災意識の啓発

[各機関]

##### 1 計画方針

区及び都並びに防災関係機関は、防災関係職員に対し専門的教育訓練等を実施し、防災知識の向上に努めるとともに相互に緊密な連絡を保ち、単独又は共同して区民に対し防災知識を普及し、広報するとともに、常に防災意識の向上に努めるよう計画するものとする。

##### 2 防災広報の充実

機関名	内 容
区	1 区民への普及啓発 (1) 主な広報事項 ア 区防災計画 イ 出火防止及び初期消火並びに救出・救護知識 ウ 災害時の心得、避難誘導（避難先、経路、方法、指示の伝達等） エ 過去における地震災害に関する知識 オ 警戒方法及び災害予防事項 カ 区内一般情勢、危険箇所、被害予想等

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク及  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

区	<p>キ 地震への備え</p> <p>ク 高層建築物における地震発生時の心得</p> <p>ケ 事業計画</p> <p>(2) 防災の日の設定 毎月1日を墨田区防災の日と定め、区民の防災意識の高揚及び普及の充実に努める。</p> <p>(3) 起震車の利用 区保有の起震車を活用し、人工地震体験等を通して、区民の防災意識の普及・高揚並びに地震時の対応力の養成に努める。</p> <p>(4) 講習会等による普及広報 ア 横網町公園において、昭和58年9月1日に防災フェアを実施し、その後、平成13年度からは区役所を中心会場として、毎年9月1日を含む1週間程度の期間実施している。 イ 警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、指定公共機関等との緊密な連絡のもとに座談会、講習会等により周知に努める。 ウ 特に、東京都震災対策条例の趣旨にかんがみ、「区民の責務」、「事業者の責務」、「帰宅困難者の事前準備」等について、啓発と実践誘導を図る。</p> <p>(5) 印刷物等による普及広報 ア 区広報紙「区のお知らせ『すみだ』」、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署及び東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署その他関係機関の広報紙、機関紙に随時防災関係記事を掲載し、防災知識の普及を図る。 イ 防災知識の普及を目的としてパンフレット『地震に備えて』を、平成29年度には区内に増加しているマンション等の住民への啓発を目的として『地震に備えて～集合住宅にお住まいの方へ～』を作成した。原則的に転入者に対しQRコードを掲載したチラシを配布し、広報を行っている。 ウ 「防災用品・消火器あっせんのご案内」により、日常備蓄の推進と家庭の安全対策への普及を図る。また、すみだ女性センターでは、男女共同参画の視点での防災対策のパネルや防災用品の展示を行っている。 エ 区公式ホームページ等に災害対策などを掲載し、区民の防災意識の向上を図る。 オ 東京都が作成・配布した防災ブック『東京防災』（平成27年9月）及び『東京くらし防災』（平成30年3月）を区民に広く周知する。 なお『東京防災』は、多言語対応とした英語版と視覚障害者のための音声コード添付版も同時に配布している。 カ 令和元年度には、平成18年度に作成・平成23年度に改訂した「すみだ防災ガイド（事業所編）」を再改訂し、区内各事業所へ配布した。 キ 令和4年度には避難場所の見直しに伴い、防災マップを大幅に改訂し、避難場所が変更となる地域住民を対象に配布を行った。</p> <p>(6) SNSを活用した普及広報 区公式フェイスブックや危機管理ツイッターを用いて、イベント情報や災害に対する注意喚起等を定期的に配信している。</p> <p>(7) 報道機関による普及広報 ア 区防災計画、防災態勢等を適宜報道機関に発表し、区民の防災に関する関心を高め、その知識の普及を図る。</p>
---	--



区	<p>イ 区内在住の外国人や観光客などに向けて防災情報や災害発生時における災害情報を提供するため、コミュニティラジオやインターネットなどを通じた外国語による情報発信の取り組みを促進する。</p> <p>2 職員への防災教育</p> <p>(1) 主な広報事項</p> <p>ア 区防災計画及びこれに伴う各機関防災態勢</p> <p>イ 防災関係法令の運用</p> <p>ウ 地震、台風、火災等の防災知識</p> <p>エ その他</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 職員に対し、区防災計画の概要、活動態勢その他防災に関する講習会又は講演会を開催する。</p> <p>イ 防災関係機関等が開催する講習会、講演会又は訓練等へ職員を派遣する。</p>
警視庁	<p>1 広報内容</p> <p>(1) 地震等に関する一般知識</p> <p>(2) 事前に区民等のとるべき措置</p> <p>(3) 地震発生時の対応措置</p> <p>(4) 地震発生時の警視庁の諸活動</p> <p>(5) 大震災対策のための心理学的調査研究結果</p> <p>2 広報手段及び方法</p> <p>(1) 自主防災組織、町会・自治会等を通じての地域住民への働きかけ</p> <p>(2) 幼稚園、学校等に対する積極的な働きかけ</p> <p>(3) 事業所等に対する積極的な働きかけ</p> <p>(4) 防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての広報活動</p> <p>(5) 運転免許更新時における広報誌の配布</p> <p>(6) 防災相談コーナーの設置</p> <p>(7) 警視庁ホームページを通じた広報活動</p> <p>3 広報媒体</p> <p>(1) パンフレット（日本語・英語・中国語・韓国語）</p> <p>(2) パネル（過去の大地震等）</p>
東京消防庁	<p>1 「地震に対する10の備え」や「地震その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導、ホームページ・SNS・消防アプリ等による広報の実施</p> <p>2 要配慮者については、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」を活用した意識啓発</p> <p>3 関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開</p> <p>4 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進</p> <p>5 消防博物館、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報の実施</p> <p>6 ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力</p> <p>7 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発</p> <p>8 防火防災への参加意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発</p> <p>9 「防火防災診断」（要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと）の実施</p> <p>10 出火防止及び初期消火に関する備えの指導</p> <p>11 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発</p>

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
安全な交通ネットワーク及  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策

震災編（予防・応急・復旧対策） 第2章 区民と地域の防災力向上

【予防対策】 第1節 地域防災力の向上

水道局	<p>1 広報内容                  (1) 地震発生に際しての水道局の応急対策                  (2) 水の備蓄方法及び備蓄が必要な理由                  (3) その他、地震発生後に必要な注意事項など</p> <p>2 広報手段                  (1) 「くらしのガイド」その他各種パンフレット、インターネットホームページやツイッターなどによる自主広報とともに、都・区市町村、国、その他各防災機関に働きかけて、広報紙、パンフレット等に掲載を依頼する。                  (2) 水道施設見学会や施設開放、水道週間等の行事の場を利用するほか、都・区市町村及び各防災機関の行う集会、研修会の場などを積極的に利用する。                  (3) 都の提供するラジオ、テレビ番組をはじめ、出版及び報道機関の防災特集や生活情報、都や防災機関の防災広報映画などの企画に働きかけるなど、視聴覚媒体を活用した広報の実施を図る。</p>
首都高速道路 東京東局	<p>震災時において利用者が適切な判断や行動ができるよう、各種の防災関連行事等で避難対応等の情報を周知させるためのパンフレットを配布する。</p>
NTT 東日本	<p>防災展及び地域防災訓練等で災害用伝言ダイヤル 171、災害用ブロードバンド伝言板 (web171) の利用体験、防災パンフレット等の配布を行い、都民へ電話の混雑防止対策及び安否確認ツールの普及・啓発を行っている。</p>
東京ガス ネットワーク	<p>防災の日及び防災週間中に都民等に対し、マイコンメーターの復帰操作等を記載したパンフレット、チラシ等を配布し、防災意識の高揚を図っている。</p>
東京電力 パワー グリッド 江東支社	<p>1 災害時の電気関係の措置やお客様が行う事前の備え、感電事故防止などについて、パンフレットを発行している。                  2 「東京電力の防災対策」の紹介ビデオ（一般用・研修用、日本語版・英語版）を作成し、お客様に当社の防災対策を理解していただくとともに、防災意識の高揚を図っていく。</p>

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びブライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

## 第3項 防災訓練の充実

[各機関]

### 1 計画方針

各機関は、幼児期から社会人までの継続した総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を養成することが重要である。

防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。

また、学校、住民防災組織、応援協定を締結した団体等、多様な主体と連携した訓練に取り組む。

さらに、区民、住民防災組織等を対象とし、Web サイトでの訓練メニューの紹介や、総合防災訓練における区民参加型訓練の実施など、訓練の充実と活性化を図っていく。

- (1) 住民防災組織の育成指導
- (2) 要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する訓練への支援
- (3) 各避難所運営主体による避難所運営訓練や区総合防災訓練等への参加に対する支援
- (4) 各家庭における地震時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育の推進
- (5) 実践的な防災訓練を通じた区民の防災行動力の向上
- (6) 男女共同参画の視点に立った訓練計画
- (7) 中学生に対する普通救命講習の受講支援や防災意識を高めるための防災教育の推進

### 2 防災訓練計画

#### (1) 現況及び目標

災害対策基本法に基づき、区の地域に大地震が発生したことを想定し、区及び防災関係機関が住民と一体になって区地域防災計画に習熟するとともに、区及び防災関係機関相互の協力体制を緊密にすることを目的とし、総合防災訓練を実施している。また、毎年実施している総合防災訓練に加え、平成 19 年度には住民・事業所との連携や帰宅困難者の対応など、企業・商業施設が集積する区南部地区の地域特性を踏まえた災害対策を検証するため、錦糸公園等を訓練会場として地域連携訓練を、平成 23 年度には平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を教訓に、帰宅困難者及び外国人の避難訓練等、新たな課題に対応した地域連携訓練を実施した。平成 28 年度には、東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、大規模集客施設等からの外国人観光客等の避難誘導を目的に東京都・葛飾区・墨田区合同総合防災訓練を実施した。

今後も引き続き、毎年 1 回以上の総合防災訓練を実施し、災害対応及び応急対策の習熟並びに住民の防災意識の高揚を図ることとする。

また、消防署と連携し、区民一般を対象とした基礎訓練、本所都民防災教育センターにおける VR（災害疑似体験）等の体験コーナーや起震車、まちかど防災訓練

第1章  
区、区民、防災機関等の  
基本的責務と役割

第2章  
区民と地域の防災力向上

第3章  
安全な都市づくりの実現

第4章  
びライフライン等の確保

第5章  
津波等対策

第6章  
広域的な視点からの災害  
対応力の強化

第7章  
情報通信の確保

第8章  
医療救護等対策



車を活用した体験訓練及び災害協力隊等を対象とした高度で実践的な訓練を推進する。

なお、町会・自治会の自主防災組織による区民防災訓練は、各町会・自治会により年1回程度実施されている。

(2) 事業計画

ア 毎年度次に掲げる事項について、実施要項を定め実施する。

(ア) 実施時期及び場所

年間を通じて、区内全域又は特定場所を選定して行う。なお、区民防災訓練については年間を通じて、区内全域において実施する。

(イ) 参加機関

区民（各町会・自治会等）、区、防災関係機関等

(ウ) 訓練項目

a 総合防災訓練

(a) 関係機関総合訓練 (b) 区民参加型訓練 (c) 普及啓発活動等

b 区民防災訓練

(a) 情報伝達訓練 (b) 出火防止訓練 (c) 初期消火訓練

(d) 救出救護訓練 (e) 避難訓練(発災型対応訓練、安否確認訓練を含む。)

(f) 震災用資器材取扱訓練

(g) 給食・給水訓練

(h) 要配慮者対策訓練

イ 訓練実施後は、次期の効果的訓練計画の参考資料とするため、また今後の防災対策に資することを目的とし、検討会を開催する。

3 無線通信訓練

(1) 現況及び目標

災害時において、有線通信系が不通となり、また利用することが困難な場合の無線通信系における通信の円滑な遂行を図るため、通信手続、無線機の操作等無線通信に関する訓練を実施する。また平素においても無線機操作等の習熟に積極的に努めるものとし、定期的な無線交信訓練を実施している。

(2) 事業計画

ア 実施時期及び規模

原則として、災対本部運営訓練の中で、区災対本部を中心に区無線通信系統を活用して実施する。

イ 実施方法

おおむね次の事項について、実施要領を作成し実施する。

発信事項	発信機関	受信機関
訓練開始について	区災対本部	区各施設、防災関係機関
災害について (状況想定)	区災対本部	区各施設、防災関係機関
被害状況報告について	区災対本部	区各施設、防災関係機関
	区各施設、防災関係機関	区災対本部

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びびライブライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

避難指示について	区災対本部	区各施設、防災関係機関
応急措置の要請	区各施設、防災関係機関	区災対本部

4 図上訓練<sup>(\*)</sup>

区は、災対本部等の図上訓練を実施し、訓練参加者の判断力、行動力の養成、地域防災計画等に基づく応急対応の習熟を図る。

5 水防訓練計画

風水害編（予防計画）第6章第2節に準ずる。

6 消火、救出・救助、応急救護訓練計画

[東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

(1) 目標

地震により発生する火災をはじめ、各種災害に対処するため、消防団・東京消防庁災害時支援ボランティア・事業所、住民等を対象として、街区を活用した発災対応型訓練など、地域特性に応じた実践的で基本的な防災訓練を行うとともに、連携活動を重視した総合訓練を実施する。

また、教育機関等と連携し、発達段階に応じた総合防災教育を実施する。

(2) 事業計画

建物倒壊や電車脱線等による多数の死傷者が発生する救助救急事象及び大規模な市街地火災に対処するため、医療機関、民間団体等との協力体制を確立し、連携活動を重視した総合訓練を実施する。

参加機関	訓練項目	実施時期及び場所
消 防 団	1 参集（情報収集）及び初動措置（災害対応）訓練 2 通信運用訓練及び情報整理 3 部隊編成訓練 4 消火、救出・救護活動訓練 5 消防署隊との連携訓練 6 東京消防庁災害時支援ボランティア等各種団体との連携訓練 7 地域住民との協働による消火、救出・救護活動訓練	1 年間教育訓練計画を樹立し、その計画に基づいて実施する。 2 地域住民が実施する防災訓練において、連携した訓練を実施する。

<sup>(\*)</sup> 防災訓練のうち、実際に現場での各種訓練行動等を行わず、ロールプレイング方式などにより訓練者へ一定の条件を付与することにより、応急対策業務の判断調整能力を高めるための訓練をいう。実動訓練の対語でもある。

東京消防庁 災害時支援 ボランティア	災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チーム編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や応急救護活動などを実施。  平常時には、以下の活動を実施 1 災害時の活動に備え、各種訓練、行事への参加 2 チームリーダー以上を目指す人を対象とした「リーダー講習」「コーディネーター講習」への参加 3 その他、登録消防署の要請による活動	1 火災予防運動や防災とボランティア週間などの機会をとらえ、講習会、総合訓練等を積極的に実施する。 2 地域住民が実施する防災訓練において、連携した訓練を実施する。
住 民	1 身体防護訓練 2 出火防止訓練 3 避難訓練 4 初期消火訓練 5 救出・救助訓練 6 応急救護訓練 7 通報連絡訓練 8 その他の訓練	1 基本的訓練は、年間防災訓練計画を作成し、実施する。 2 年間を通じ、街区を単位とした小規模な訓練（まちかど防災訓練）等を随時実施する。 3 年1回以上総合訓練を実施する。
事 業 所	1 身体防護訓練 2 出火防止訓練 3 情報収集・伝達訓練 4 初期消火訓練 5 通報訓練 6 避難誘導訓練 7 救出・救護訓練	1 消防計画等に基づいて訓練計画を樹立し、計画に基づいた訓練を実施する。 2 年1回以上総合訓練を実施する。 3 町会等との応援協定を締結している場合は、その協定に基づく訓練を実施する。
医 療 機 関	1 緊急医療救護所の運営訓練 2 傷病者の救急度に応じた分類（トリアージ <sup>(*)</sup> ）及び救急処置並びに搬送訓練	区主催の総合防災訓練で実施するほか、火災予防運動期間等において連携した訓練を実施する。

## 第4項 外国人支援対策

[区]

都が作成する防災に関する動画を活用し、外国人が多く集まる場所等で情報を提供する。

なお、各種取組を行う上では、東京都防災（語学）ボランティア等と連携して、防災訓練に参加する外国人の支援を行うとともに、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語標記を推進する。

<sup>(\*)</sup> 災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じて、適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定することをいう。

駅前等の案内板には、避難場所等を多言語で表示し、外国人観光客等に対しても適切な情報提供に努めている。

## 第2節 地域による共助の推進

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

### 1 住民防災組織等の役割

地域組織及び住民が自主的に結成した住民防災組織の役割やとるべき措置は、次のとおりである。

- (1) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
- (2) 初期消火、救出・救助、応急救護、避難など各種訓練の実施
- (3) 消火、救助、炊出資器材等の整備・保守
- (4) 地域内の危険個所の点検・把握及び地域住民への周知
- (5) 地域内の避難行動要支援者の把握及び災害時の支援体制の整備
- (6) 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備

### 2 活動能力の向上

#### (1) 初期消火技術の普及・啓発

消防署は、初期消火マニュアルを活用し、軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等による実践的な初期消火対策を指導し、住民防災組織等における初期消火体制の強化を推進する。

#### (2) 救出活動技術の普及・啓発

消防署は、住民防災組織等に対する救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を積極的に推進する。

#### (3) 応急救護技術の普及・啓発

消防署は、積極的に住民防災組織に対して応急救護に必要な知識及び技術を普及し、自主救護能力の向上を図る。

応急手当普及用資器材の整備・充実を図るとともに、公益財団法人東京防災救急協会と連携し、効果的な啓発活動を展開する。

一定以上の応急手当技能を有する区民に対し、その技能を認定することにより、応急救護に関する技能の向上と意識の高揚を図る。

#### (4) 救出・救助資器材の配備

区は、あらかじめ救出・救助資器材を地域に配備し、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署と連携し、救出・救助能力の向上を図る。

### 3 住民防災組織等の充実

#### (1) 住民防災組織

##### ア 現況

区内における住民防災組織は、既存の町会・自治会を母体として結成されてい

る。また、区では住民防災組織の育成等に努めるため昭和51年10月に「墨田区住民防災組織の育成等に関する条例」を制定し、昭和53・54年には、装備強化費として1住民防災組織当たり10万円を助成し、住民防災組織の強化育成を図るとともに、昭和55年度以降も引き続き、組織活動への助成を行っており、平成7年度には、阪神・淡路大震災を教訓として、全町会・自治会に対して救出・救助工具の配布を行った。さらに、平成19年度から、地域防災リーダー育成講座を実施し、地域防災活動の核となる地域防災リーダーを認定している。

平成20年度は、救出・救助活動に必要な資器材を、地域の拠点となる区立小・中学校等に配備した。また、平成25年度から、初期消火体制の充実と延焼火災等による被害を最小限に抑えるため、消火用スタンドパイプを全町会・自治会に配備した。

また、平成27年8月に「墨田区住民防災組織防災資器材倉庫等設置助成金交付要綱」を制定し、防災資器材倉庫の建替え等を行う住民防災組織に対して費用の一部を助成している。

なお、住民防災組織の編成及び活動については、次の内容に準じて行うものとしている。

※ II-10：住民防災組織結成状況一覧表（別冊資料P192参照）

※ I-05：墨田区住民防災組織の育成等に関する条例（別冊資料P7参照）

区分	予防活動	応急活動
A	防災意識の普及高揚	情報、伝達、広報活動、秩序維持に対する協力
B	出火防止の徹底	出火防止、初期消火活動
C	各種訓練の実施	避難活動、救助物資の配分
D	資器材の備蓄、保守管理	救出救護に対する協力、炊き出しに対する協力

また、自助・共助による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップによる防災力を高めるため、住民防災組織から提案があった場合には、地区防災計画を定めることができるものとする。

#### イ 目標及び事業計画

区は、結成された住民防災組織に対して防災資器材等の助成を行うほか、区、警察、消防等の防災関係機関は住民防災組織と緊密な連携をとり、積極的に助言、指導に当たり、住民防災組織の育成に万全を期していくものとする。

また、消防署や消防団と連携してスタンドパイプ等を活用した実践的な訓練を実施し、住民防災組織の初期消火対策を推進するとともに、共助体制の強化を図る。



## (2) 区民消防隊（区）

### ア 現況

震災時における同時多発火災を想定した場合、交通混乱、通信障害、水道管の破壊等による消防活動能力の低下などで、現有の公設消防隊による全火災の延焼防止は、困難な状況である。

そこで被害者の避難安全を確保するため、昭和47年に56隊の区民消防隊が消防署の指導のもとに編成された。現在北部25隊、南部26隊、計51隊（うち1隊休隊中）が、住民防災組織の防火部として活動している。

平成27年度より区民消防隊活動の促進を目的に、区民消防隊長会議を開催し、各隊の活動状況報告や意見交換を行い、今後の連携強化を図ることとした。

#### (ア) 編成

町会・自治会単位の自発的な組織として、地域住民10名程度で1隊を編成している。

※ II-11：区民消防隊現況一覧表（別冊資料P197参照）

#### (イ) 活動基準

区民消防隊は、震災時の火災発生時に出場し、初期消火に当たるものとする。

消防団員や消防署隊到着後は、その指示に従って活動するものとする。

### イ 事業計画

(ア) 震災時等に住民の生命と財産を守るため、初期消火活動を円滑に実施できるよう、訓練等を通じ、技術や知識の向上を図っていく。

(イ) 隊員に防火服・ヘルメット等の装備品を交付し、必要な器材の拡充整備をしていくほか、訓練に係る経費の補助を行っていく。

## (3) 地域防災活動拠点会議（区）

### ア 現況

地域防災活動拠点会議は、各町会・自治会の住民防災組織が小学校の学区域単位で集まり、自主的な組織として平成4年5月までに32のすべての区立小学校に設置された。その後、小学校の統廃合に伴う30か所への統合、中学校への拡充を経て平成30年4月までに38か所に設置し、地域の防災対策を検討するなどの自主的な活動を展開している。

### イ 目標

災害発生時には、区災対本部などの活動に協力するほか、災害発生時には事実上の住民代表組織となる。

そこで、日頃から地域を形成する関係団体・組織と意思疎通を図り、横のつながりを密接なものとし、一町会・自治会の枠を越えて防災上の問題解決に取り組む必要がある。会議には、地域の町会・自治会及び学校関係職員のほか、関係行政機関や区職員等が参加する。

※ II-12：地域防災活動拠点会議結成状況一覧表（別冊資料P199参照）

### ウ 事業計画

地域の総合的な防災対策を推進するため、防災区画のハード計画との連携を図り、区画内の防災対応力の強化を図ることとする。

(4) 中学生自主防災組織（区）

ア 現況

地域の高齢化が進む状況の中、災害時における迅速な応急活動を実施するためには、若年層の防災意識を高揚させるとともに、防災行動力の向上を図る必要がある。特に、地域に居住している中学生は、過去の災害の教訓も踏まえ、災害時に支援される側だけでなく、支援する側としても役割が期待されている。

また、将来の地域防災リーダーの担い手として育成し、地域防災の一翼を担うことにより、地域防災力の向上を図ることが重要である。

そこで、防災教育の一助として、生徒用教材と教員用指導マニュアルを作成し、区立中学校で活用している。令和2年度及び令和4年度には、「すみだ防災ガイド（中学生用）」を改訂し、区立中学校へ配布した。

また、自主防災組織の結成に当たり、活動支援のための資器材交付を行っているほか、上級救命講習受講時のテキスト代の助成などの支援を行っている。

イ 事業計画

(ア) 自主防災組織を結成している各校に必要な装備品器材等の整備を行うほか、上級救命講習の受講促進などの支援を行っていく。

また、区や地域、事業所等と連携した訓練や活動体制の整備を推進していく。

(イ) 現在組織されている7校の活動の充実を図るほか、未結成の中学校においても結成を働きかけていく。

### 第3節 消防団の活動体制の充実

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

消防団は、常備消防、区をはじめとする行政機関、住民防災組織及び住民との間をつなぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的存在でもある。

また、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年12月13日施行）が施行され、地域防災力の中核として消防団が欠くことのできない代替性のない存在であることから、消防団の抜本的な強化を図るため、その体制の強化を更に推進する。

- 1 消防団への積極的な加入が促進されるよう、女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、入団等を促進する。また、特別区では、消防団員の活動環境の整備、消防団の相互連携体制の構築等を進める。
- 2 公務員の兼職に関する特例や事業者の協力について規定が定められ、消防団へ入団しやすい環境が整備された。そこで、官公署を始め、事業者は、消防団の入団や活動への柔軟かつ弾力的な取扱い、雇用する側の協力体制の配慮等について必要な措置を講ずるよう求められている。
- 3 震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる分団本部施設の整備をはじめ、活動に必要な資器材や可搬ポンプ積載車（緊急自動車）等を計

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びびライブライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

画的に整備している。

※ II-08：消防団の現況（別冊資料 P190 参照）

※ II-09：消防団資機材の現況（別冊資料 P191 参照）

- 4 各種資器材を活用して地域特性に応じた教育訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。
- 5 教育訓練の推進による消防団員の応急救護技能の向上を図る。
- 6 新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。
- 7 消防団員の資格取得を推進するとともに、消防団員が有している重機操作、自動車等の運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効活用できるよう訓練を推進する。また、消防団に対し機能別団員制度の周知を図る。
- 8 消防団の活動等に係る自主学習用教材を活用するなど、団員の生活に配慮した訓練方法や訓練時間の工夫を推進し、団員の仕事や家庭との両立を図る。
- 9 消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。
- 10 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。
- 11 消防団員への訓練に e-ラーニングを活用するなど、能力開発の促進を図る。

## 第4節 事業所による自助・共助の強化

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

### 1 事業所の役割

事業所は、その社会的責任を果たすため、次のような対策等を図っておくことが必要である。

#### (1) 帰宅困難者対策

都民、事業者、行政等のそれぞれの役割と取り組みを明文化した「東京都帰宅困難者対策条例」や帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、帰宅困難者の一斉帰宅抑止対策や利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画(BCP)等の計画に反映し、従業員への周知を図る。

#### (2) 非常用品の備蓄、防災資器材の準備

社屋内外の安全化、防災資器材や水・食糧等の非常用品の備蓄（従業員の3日分が目安）の整備を図り、トイレ対策、従業員や顧客の安全確保対策を推進する。

#### (3) 事業継続計画(BCP)の作成

災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するための事業継続計画(BCP)を策定し、事業活動拠点である事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策を推進する。なお、事業継続計画(BCP)の整備は地震後も従業員が事業所に留まる契機となることから、「むやみに移動しない」等、災害時の行動ルールを盛り込みながら策定する。

(4) 事業所の安全点検

地震が発生した場合、最も重要となるのが従業員や顧客の身の安全を守ることであるため、地震の揺れによる被害を抑止するための対策として、建物の耐震診断や耐震改修、看板等の落下防止、事務機器等の転倒防止、パソコン等の落下防止、振動による機械の移動や荷崩れの防止、避難経路の障害物の除去等、事業所の特性に応じて必要な対策を実施する。

(5) 従業員とその家族の安否確認

従業員とその家族の安否確認に当っては、NTTによる災害用伝言ダイヤル(171)、災害用ブロードバンド伝言板(web171)、各携帯電話事業者による災害用伝言板サービスなどについて、各事業者が従業員等に対し、これらの存在や取扱方法等の周知を図り、家族との連絡方法等をあらかじめ決めておくように指導する。

(6) 地域連携・地域貢献

組織力を活用した地域活動への参加、住民防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策と災害時の地域貢献対策を促進する。

2 事業所の防災組織

(1) 現況

事業所は、その用途や規模にかかわらず事業所単位に事業所防災計画の作成が義務付けられている。

(2) 目標

ア 防火管理者又は防災管理者の選任を要する事業所については、震災に備えての事前計画、震災時の活動計画及び施設再開までの復旧計画について消防計画に定め、届出ることとする。防火管理者の選任を要しない事業所については、事業所防災計画の作成資料として「事業所防災計画表」を配布し、作成を指導する。都市ガス、電気、鉄道・軌道等、高速道路及び通信の防災対策上重要な施設を管理する事業者に対して、事業所防災計画の作成を指導する。

イ ホテル、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、防火管理者等が作成する消防計画に自衛消防隊の設置が義務付けられているが、さらに、地域が一体となった防災体制を強化するため地域への協力を推進する。

(3) 事業計画

すべての事業所に対する事業所防災計画の作成の指導を行うとともに、各種訓練や指導等を通じて自衛消防隊の活動能力の充実・強化を図る。

また、事業所相互間の協力体制、災害協力隊等との連携を強めるとともに、保有資機(器)材を整備し、地域との協力体制づくりを推進する。

3 活動能力の向上

(1) 救出活動技術の向上

消防署は、バール、とび口等、震災に備えた自衛消防隊の装備を活用し、発災初期段階での救出・救護活動を行えるよう、震災を想定した自衛消防訓練を通じて、自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を図る。



(2) 応急救護知識の普及及び技術の向上

発災初期段階での傷病者に対する応急救護能力を向上させるため、火災予防条例第55条の5に基づく、自衛消防活動中核要員を中心に、上級救命講習等の受講の促進を図るとともに、事業所等における応急手当の指導者の養成等を行う。

## 第5節 ボランティア等との連携・協働

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

### 第1項 現況

災害時におけるボランティア活動は、被災地の人々の生活の安定と再建を図る上で重要な役割を担うものである。今後とも、発災時に、ボランティアの協力を広く求めるためには、ボランティア意識の高い社会づくりに努めるとともに、平常時から行政との間に信頼関係を確立し、連携協力の仕組みを構築しておかなければならない。

#### 1 区

区では、ボランティア活動の拠点施設であるすみだボランティアセンター及びすみだボランティアセンター分館において、ボランティア活動に必要な人的・物的な援助を墨田区社会福祉協議会の自主事業として実施している。

災害時ボランティアの活用に当たっては、災対総務部総務隊と墨田区社会福祉協議会とが連携し、区災害ボランティアセンターの設置・運営を行う。

※ VI-13：災害ボランティア受付票（別冊資料 P308 参照）

#### 2 都

##### (1) 登録ボランティア

都では「東京都防災ボランティアに関する要綱」を制定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用している。この要綱に基づき、防災（語学）ボランティア、応急危険度判定員、建設防災ボランティアの募集、育成を行っている。被災宅地危険度判定士については、「東京都被災宅地危険度判定士認定登録要綱」に基づき、実施している。

##### (2) 東京都災害ボランティアセンター

都は、東京ボランティア・市民活動センターと連携して、東京都災害ボランティアセンターを設置し、大規模災害における被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動ができるよう、区市町村の災害ボランティアセンター等の設置・運営等を支援する。

#### 3 警視庁

警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について、平成8年8月から運用を開始している。「交通規制支援ボランティア」は、警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通



規制用装備資器材の搬送及び設置などの活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っている。

#### 4 東京消防庁

本所・向島消防署では、大規模地震の際、同時多発する大災害に対応する必要があることから、震災対策の一環としてボランティアとの連携を図り、その行動力を消防業務の支援として活用するため、ボランティアの受入れ体制を確立するとともに、あらかじめ専門的な知識、技術を修得した「東京消防庁災害時支援ボランティア」の育成を推進している。

### 第2項 計画目標

ボランティアは、応急危険度判定員や通訳等の特定の知識や資格を要するものと、避難所等における炊き出しや支援物資配布等の特別な資格を必要としないものなど多様であるため、今後、それぞれの活動形態に対応した受入れ体制の整備や人材の育成等を実施していく。

### 第3項 事業計画

- 1 墨田区社会福祉協議会との密接な連携のもとに、ボランティアの活動形態に対応した育成方法及び受入れ態勢の整備を図っていく。
- 2 都及び区において、平常時からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、さらに効果的な連携のための体制づくりを推進する。なお、災害時に、区はボランティア等への直接的な支援を行い、都は広域的な立場による活動の調整及び補完を行う。
- 3 東京消防庁は、平成7年7月から、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を開始し、平成18年1月には「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大した。

なお、活動として本所・向島消防災害時支援ボランティアは、東京消防庁管内に震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、あらかじめ登録した本所・向島消防署へ自主的に参集し、消防署内での後方支援活動や応急救護活動などの支援を行う。

※ X-17：東京消防庁災害時支援ボランティアの概要（別冊資料 P419 参照）

## 第6節 区民・行政・事業所等の連携

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

#### 1 相互に連携した社会づくり

従来の区民、地域コミュニティ、行政、企業（事業所）、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワーク

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

を形成し、震災に強い社会を構築することが必要である。

区は相互に連携協力しあうネットワークを形成するため、次のような対策を推進する。

- (1) 相互支援体制の整備
- (2) 駅周辺の駅前滞留者対策協議会等、都、区、企業（事業所）及び地域との相互支援を協議する場を設置する。なお、駅等の混乱防止策については、次のとおり対応する。

機関名	内 容
区	1 駅周辺に滞留する外出者の一時滞留場所となる誘導先について、公園等のオープンスペースや区・民間施設等の活用を図る。 2 鉄道事業者、駅周辺事業者等と「駅前滞留者対策協議会」等を設置し、駅周辺の混乱防止対策のための計画を策定するとともに、計画に基づく訓練を実施する。
都	1 駅周辺の混乱防止対策について、各地域に共通する課題の検討や地域相互間の情報交換等を行うための連絡会を設置する。 2 区に設置する「駅前滞留者対策協議会」等のガイドラインを策定する。
警 視 庁	1 混乱防止措置要領の作成及び混乱防止対策訓練の実施 2 心理学的調査研究結果を踏まえた広報媒体（パンフレット、チラシ等）の作成・配布 3 適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資器材の整備
東京消防庁	東京都震災対策条例第11条に基づき指定された鉄道機関（20機関）が作成する事業所防災計画において、ターミナル駅を含めた駅周辺の混乱防止対策の策定を推進するとともに、計画に基づく訓練を推進する。
鉄道事業者	1 構内放送や駅周辺の地図を配布するなど、駅から誘導場所までの情報を提供する。 2 列車や代替輸送などの運行情報を提供する。
企 業 （事業所）	1 「組織は組織で対応する」ことを基本原則とし、災害時には、企業等組織の責任において安否確認や交通情報等の収集を行うことができるよう努める。 2 災害の状況を十分見極めたくうえで、従業員や顧客等の扱いを検討し、帰宅する者については安全確保の観点に留意して、一時に駅周辺等に殺到することがないように、緩やかに順次帰宅させる。

- (3) 自治体間の相互支援体制の強化  
協定を締結している自治体をはじめとする自治体間の相互支援体制を強化する。
- (4) 普及・啓発  
行政、企業（事業所）、地域との連携のあり方についての基本方針の作成及び震災に強い社会づくりをテーマとした講演会の開催等による啓発を行う。
- (5) 応急手当の普及促進  
企業（事業所）、地域の協働による、自助・共助による応急手当の普及促進のため

め、専門的な知識技能を有する消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア等と協働した救命講習会の実施を推進する。

## 2 地域における連携体制の確立

区及び防災関係機関は、震災から地域ぐるみで地域社会を守るために、次の対策を推進し、地域における連携体制の確立を図る。

### (1) 地域、事業所、ボランティア間相互の連携・協力体制の推進

地域の住民防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図る。

### (2) 地域コミュニティの活性化

町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化を図る。

### (3) 合同防災訓練の実施

地域の連携体制を確立するため、地域の防災機関、住民防災組織、事業所、ボランティア等の各組織間の連携活動を促進するとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。

### (4) 多様な地域住民の参加

地域における連携体制の確立に当たっては、女性、子ども、マンション住民、外国人、就労・子育て世代、事業所従業員等、多様な地域住民の参加が可能となるよう、防災事業の実施内容及び参加・協力の呼びかけ等を工夫する。

### (5) 区・区民・事業者の連携の強化

防災士資格取得者による「墨田区防災士ネットワーク協議会」と、区・区民・事業者の連携を強化する。

応急対策

第1節 自助による応急対策の実施

第1項 区民自身による応急対策

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。出火した場合は近隣に協力を求め、速やかに初期消火活動を実施する。

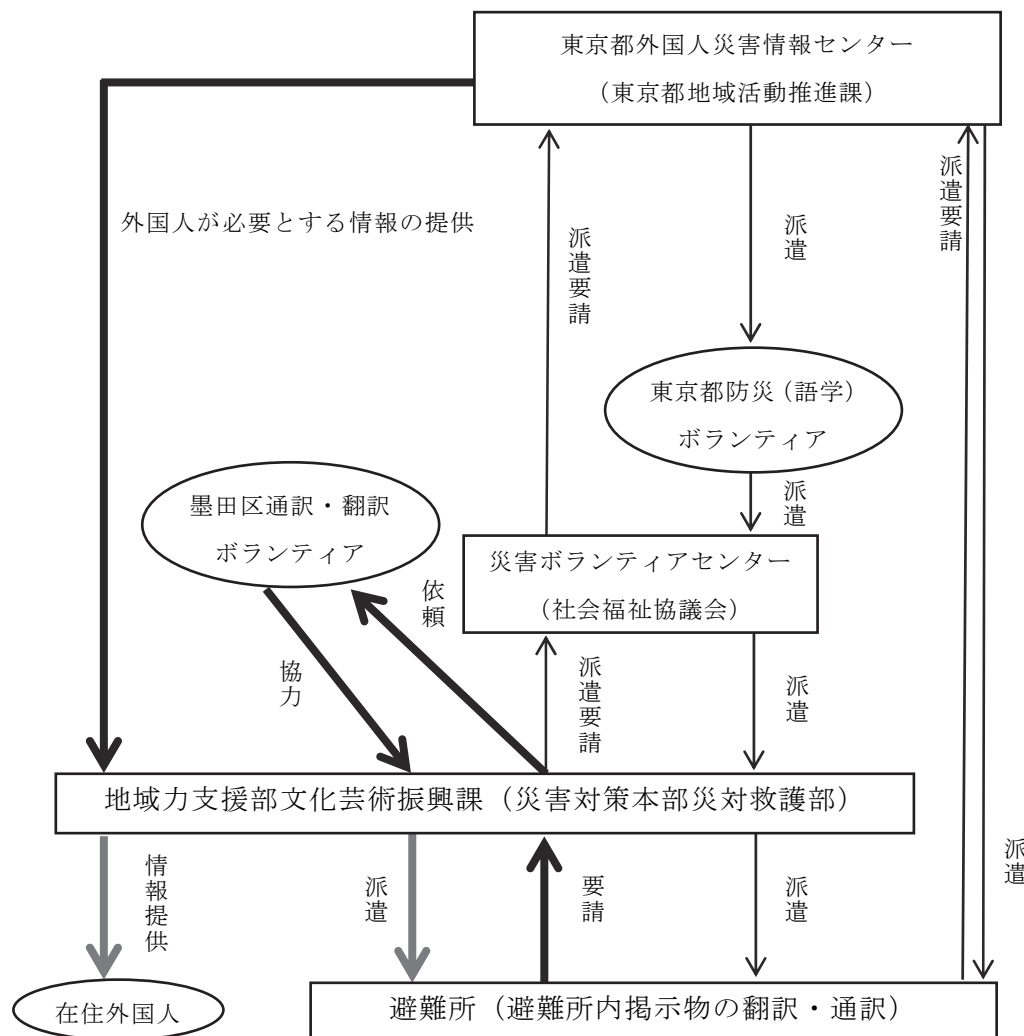
また、災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。

なお、地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食糧の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食糧や水、生活必需品等を活用する。

第2項 外国人支援対策

[各機関]

災害時における必要な情報の収集や提供を円滑に行うため、都が開設する外国人災害時情報センターや関係機関と情報交換を行い、在住外国人等に情報提供を行う。



第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 びライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策

## 第2節 地域による応急対策の実施

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

住民防災組織や中学生自主防災組織は、自らの身の安全を図るとともに、自助、共助の精神に基づき、発災初期における初期消火、救出・救護、応急救護活動等を実施する。

### 1 住民防災組織等による活動

火災が発生した場合は、住民防災組織等が協力して、スタンドパイプや可搬ポンプ等を活用した初期消火を実施する。

なお、地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資器材の能力や市街地の特性を勘案して行う。消防団員や消防署隊が到着後は、その指示に従う。

### 2 救出・救護活動

住民防災組織等が保有する救出救助工具や最寄りの消防署等にある簡易救助資器材を活用する。倒壊建物等の二次災害の防止を図り、負傷者の救出を実施し、負傷者に対し、応急救護を実施するとともに、救護所等への搬送を実施する。

また、要配慮者のうち避難行動要支援者名簿掲載者については、要配慮者サポート隊などが把握している名簿をもとに安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。

### 3 避難所運営

施設管理者、区職員、住民防災組織等と連携し、女性や要配慮者の視点を踏まえた避難所運営を行う。

## 第3節 消防団による応急対策の実施

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

1 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。

2 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。

3 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は消防署隊と連携して行う。

4 所轄消防署(所)の消火活動等の応援をするとともに、活動障害を排除する等の活動を行う。

5 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送する。

6 避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

第4章 安全な交通ネットワーク及びブライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策



## 第4節 事業所による応急対策の実施

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

震災後、事業者は、来訪者、従業員等の安全を確保するとともに次の応急対策を実施し、応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与するものとする。

- 1 建物内に閉じ込められたり、下敷きになった者が発生した場合の初期救出・救護
- 2 速やかな出火防止を実施
- 3 火災が発生した場合には安全確保した上で初期消火を実施
- 4 正確な情報収集及び来訪者や従業員等への情報提供
- 5 施設の安全を確認した上での従業員に対する一斉帰宅の抑制
- 6 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救出、救助活動の実施

## 第5節 ボランティアとの連携

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

墨田区社会福祉協議会等との協働による災害ボランティアセンターの設置・運営を行う。ボランティア活動支援に当たっては、地域に精通した災害ボランティアセンターが中心となり、必要な情報や資器材等を提供し、ボランティア等を直接的に支援する。

※ X-17：東京消防庁災害時支援ボランティアの概要（別冊資料 P419 参照）〈再掲〉

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章 区民と地域の防災力向上

第3章 安全な都市づくりの実現

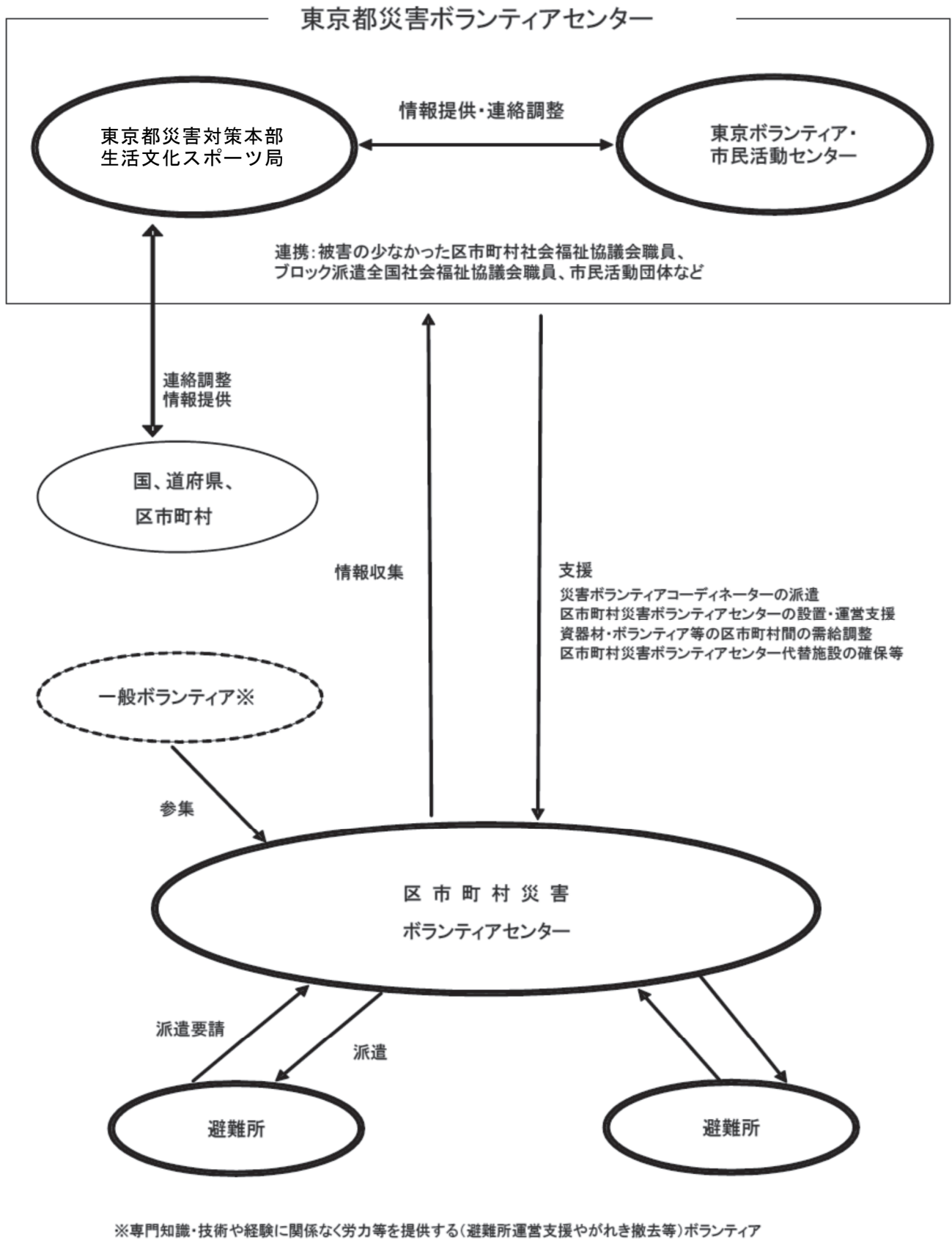
第4章 安全な交通ネットワーク及びブライフライン等の確保

第5章 津波等対策

第6章 広域的な視点からの災害対応力の強化

第7章 情報通信の確保

第8章 医療救護等対策



## 復旧対策

### 第1節 地域による応急対策の実施

応急対策第2節「地域による応急対策の実施」に準ずる。

### 第2節 消防団による応急対策の実施

応急対策第3節「消防団による応急対策の実施」に準ずる。

### 第3節 ボランティアとの連携

応急対策第5節「ボランティアとの連携」に準ずる。